

年頭にあたってのあいさつ



富士河口湖町長 小佐野常夫

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は町政に対しまして、暖かいご支援とご協力を賜り、ここで厚く御礼を申し上げます。させていただきます。

一昨年の合併で富士河口湖町が誕生して以来、人口も若者を中心に着実に増加し、町が確実に発展している証であると感じているところですが、今年3月には、さらに上九一色村の南部地域と合併し、富士河口湖町は豊かな自然環境に恵まれた広域な町となります。

今後はこの恵まれた環境を活かしながら、さらに大きな発展を遂げられるよう、既存の資源を最大限に活用し、地域の特色を生かした中で、町全体が活性化するような施策を展開してまいります。

また、厳しい財政事情のもと、新町の基盤を強固なものとするため、前例主義にとらわれない行財政運営の見直しを進めるとともに、全ての地域に均等に施策が行き渡るよう留意しながら、包括的な施策の見直しと整理・統廃合を推進してまいります。

皆様には、本年も変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。今年一年の皆様のご多幸をお祈り申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。

ガンバレ新成人

344名が新成人に

1月8日(日)、勝山ふれあいセンターにおいて、第3回富士河口湖町成人者のつどいが催されました。今年、富士河口湖町で新たに新成人となったのは344名。この他、進学等の事情により、一時住所を移している新成人者も加わり、盛大かつ厳粛に成人式、記念事業が行われました。

式典では、成人者の代表として、勝山地区の小佐野なさんが、「周囲の人々への感謝の気持ち忘れず、更なる一歩を踏み出したい」と宣誓。



式典終了後に行われた記念事業では、湖南中学校卒業生の当時の恩師・PTAで結成され、活動を続けている合唱団「湖南トラス」が、歌で新成人たちを激励。新成人も立ち上がり、一緒に「大地讃頌」を歌う場面もありました。

また、成人者のつどい実行委員会によるミニ映画の上映では、懐かしい中学時代の仲間や自分達の姿に歓声があがりました。



池上英樹さん、文化庁芸術祭の 新人賞受賞!



文化庁は2005年度
の芸術祭賞を発表。大賞
に演劇部門で俳優の奈良
岡朋子さん、仲代達也さ
ん、音楽部門でピアノス
トの小山実稚恵さんら、
7部門から4人と6団体
が選ばれる中、音楽部門の新人賞を、富士河口
湖町在住の打楽器奏者・池上英樹さんが受賞し
ました。

文化庁芸術祭は、昭和21年に「古き文化を保
存し、新しい文化を昂揚する芸術祭の催しは、
戦後荒廃した国民の生活の再建の希望と勇気を
送り込む」という願いを込めて始まり、今年第
60回の記念の年を迎えています。

池上さんは高校卒業と共にパーカッションと
マリンバを始め、クラシックを一から学ぶため
大阪教育大学教養学部音楽科に入学。在学中に
パリ国立高等音楽学院、パリ国立音楽院へ留学。
1997年、世界的に権威あるコンクール、第
46回ミュンヘン国際音楽コンクールで最高位受
賞し、驚異的なスピード受賞となりました。ヨ
ーロッパで演奏活動を展開後、2002年に帰
国。2004年5月から富士河口湖町を拠点に
全国各地で活躍しています。

三浦貞さん100歳、 おめでとついでいいます。

船津在住の三浦貞さんは、明治38年12月21日
で、100歳を迎えました。貞さんは、先日も自宅
からお一人で歩いて役場に来るほどお元気で
町の男性での最高齢者として、これからも元
気に過ごしていただきたいと思います。

町では、貞さんの100
歳をお祝いして誕生日
当日町長が町としての
祝い金を贈呈し、長寿
をお祝いしました。

大石の(故)梶原哲郎さんのご遺族から 生涯学習館へ視聴覚機器を 寄贈していただきました。



大石在住の故梶原哲郎さんのご遺族(長男正
孝さん)から、富士河口湖町の教育振興のため
に役立てて欲しいと、視聴覚機器(液晶テレビ
6台・100万円相当)を寄贈していただきま
した。



教育委員会では、
町民の皆様方に利
用していただくよう
来年度オープンし
ます。生涯学習館・
図書館の視聴覚
コーナーへ設置す
る予定です。
ありがとうございました。

皆さんのお宅に眠っている 「お雛さま」をお譲りください。

現在、町が建設を進めている「西湖いやしの
里根場」では、2月中旬から4月にかけて、「い
やしの里 雛祭り」を開催し、既に出来上がっ
ている茅葺き民家を雛人形で彩り、皆さんに無
料でお楽しみいただくことと計画しています。
つきましては、無償で譲っていただけるお雛
さま各種をお持ちの方は町役場まで連絡して
ください。
連絡先 町役場観光課 72 3168

空家等を貸していただける方を 募集しております。

町では、定住促進策として、町外からの定住
希望者の新築住宅の建設や購入に対する助成金
制度や、住宅団地造成に対する助成制度、また
町営住宅の建設など、定住促進策を実施して
おります。これに加え、「空家ネット」として、
町の空家情報を提供する制度を始めましたが、
肝心の空家情報が不足しております。

現在町には、移住希望者から「借家はありま
せんか」といった問合せが何件かありますが、
提供できる借家がありません。
この先2007年には、団塊の世代の大量の
定年退職が始まり、田舎暮らしや、二地域居住
などの希望がこれまで以上に高まります。

皆さんの中で空家をお持ちの方で、提供して
いただけるような借家がありましたら、是非ご
連絡ください。よろしく願います。
連絡先 町役場企画課まちづくり推進係
72 1129

町内公共施設の アスベストについて

日本最大のアスベストユーザーだったクボタ
が、昨年6月29日に行った記者会見をきっかけ
に(1978〜2004年度の間)に社員や関係
会社社員79人が肺がんや中皮腫で亡くなってい
たことを明らかにした)広がったアスベスト被害。
町でも学校や保育所をはじめすべての公共施
設でアスベストの調査を行いました。その結果、
足和田福祉センターのボイラー室以外には人体
に被害を与えるアスベストは使用されていない
ことが明らかになりました。なお、足和田福祉
センターアスベスト除去については、来年度予
算に計上し、速やかに対応することになってい
ます。

申告準備は、お早めに！

申告期間 = 2月16日(木)~3月15日(水)

平成18年度町民税・県民税の申告受付が2月16日(木)から始まります。

個人の町民税・県民税は、提出された申告書をもとに税額が計算され、納税者の皆さんに通知した後、納税していただく仕組みになっています。

今年の申告期限は、3月15日(水)です。忘れずに正しい申告をしましょう。

町・県民税の申告が必要な方は

今年の1月1日現在、富士河口湖町内に住所があり、平成17年中に所得があった方はすべて該当します。

1. 給与所得者の場合
通常は、事業所から給与支払報告書の提出があり、申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告してください。
 - 1) 給与所得以外に副収入(地代、家賃、報酬、配当などの所得)があった方
 - 2) 外注加工賃の支払いを受けた方
 - 3) 一定のところに勤務していない方、又は日雇いやアルバイトなどにより勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方
 - 4) 雑損失、寄付金、医療費控除の適用を受けようとする方
2. 給与所得者以外の方
 - 1) 昨年中に営業、農業、不動産、配当、報酬などの給与や年金以外の収入があった方
 - 2) 年金収入がある方で、社会保険料控除や配偶者特別控除など各種控除を受けようとする方
 - 3) 専従者控除の適用を受けようとする方
 - 4) 純損失、雑損失の適用を受けようとする方
 - 5) 所得証明書の発行を受けたい方や国民健康保険税の軽減措置、国民年金の納付猶予などの手続きをなさる方で役場に収入の資料の無い方

町・県民税の申告をしなくてもよい方は

- 1) 所得税の確定申告をした方(青色、白色専従者を除く)、または提出する予定の方
- 2) 給与所得者で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がしてあり他の収入の無い方

確定申告が必要な方は

- 1) 給与収入等の金額が、2,000万円を超える方
- 2) 2ヶ所以上からの給与の支払いを受け、年末調整を受けていない方
- 3) 給与所得者で、給与所得以外の副収入の金額が20万円を超える方
- 4) 事業所得、不動産所得のある方
- 5) 家事使用人などで、給与から所得税の源泉徴収がされていない方
- 6) 同族会社の役員や親族などで、その会社からの給与の他に、利子、賃借料などの支払いを受けている方
- 7) 不動産を売却した方
- 8) 退職金の支払いを受ける際、『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収された方で、源泉徴収税額が正規の税額より少ない方
- 9) 医療費控除、住宅借入金等特別控除等の適用を受けようとする方
- 10) 給与等の源泉徴収につき災害減免法の適用を受けている方

申告するときに必要なもの

- 1) 印鑑
- 2) 事業所得者・不動産所得者は、平成17年中の収入・経費のわかる書類、帳簿等(収支内訳書等は必ず記帳整理してきてください。)
- 3) 給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書(給与所得のある方のみ)
- 4) 国民年金保険料控除証明書又は領収書(今年から申告書に添付しなければなりません。)
- 5) 生命保険料、損害保険料及び医療費等の支払証明書や領収書(医療費控除を受けられる方は、領収書の合計を各個人ごと、各病院ごとにあらかじめ計算しておいてください。)
- 6) 国民健康保険税・介護保険料の支払額のわかるもの
- 7) 大学生、障害者の方は、内容がわかる書類(学生証、障害者手帳等)
- 8) 還付申告の方は、申告者本人名義の金融機関口座のわかるもの(通帳等)
領収書等は事前に集計しておきましょう。過去の申告書がある場合は持参してください。

申告についての問合せ先

税務課 住民税係 TEL72-1113(税務課直通)



町民税・県民税の申告時期です!!



平成18年度申告受付相談日程表

【受付時間は、各会場とも午前9時から11時30分までと、午後1時から4時までです。】

地区	会場	受付日	対象地区・自治会・区会等
大石	大石出張所	2月16日(木)	中沢、上手、中村、下条
		2月17日(金)	東村、後藤、湯口、ペンション村、松風台
全地区	中央公民館	2月17日(金)	税理士による無料申告相談日(個人事業者の消費税申告等)
河口	河口出張所	2月20日(月)	第一自治会、第二自治会、第三自治会
		2月21日(火)	第四自治会、第五自治会、第六自治会
長浜・西湖・大嵐	足和田出張所	2月22日(水)	長浜、西湖、大嵐、根場(足和田全地区)
勝山	中央公民館	2月23日(木)	県道下
		2月24日(金)	県道上
全地区	中央公民館	2月26日(日)	平日に来られない方
小立	中央公民館	2月27日(月)	乳ヶ崎、西、河口湖ニュータウン
		2月28日(火)	林、久保、サンコーポラス河口湖
		3月1日(水)	八丁屋、県営住宅河口湖小立団地
船津	中央公民館	3月2日(木)	揚町、浜町、若松町、上町、松場町一・二丁目
		3月3日(金)	湖南町一～三丁目、本町二丁目、大池
全地区	中央公民館	3月2日(木)	大月税務署による出張相談日(個人事業者の消費税申告等)
全地区	中央公民館	3月3日(金)	税理士による無料申告相談日(個人事業者の消費税申告等)
全地区	中央公民館	3月5日(日)	平日に来られない方
船津	中央公民館	3月6日(月)	七軒町一丁目～四丁目、南台一・二丁目、七軒町中
全地区	中央公民館	3月6日(月)	大月税務署による出張相談日(個人事業者の消費税申告等)
船津浅川	中央公民館	3月7日(火)	富士見町一丁目～四丁目
		3月8日(水)	市道町、本町、高尾町
		3月9日(木)	上の段下、上の段中、上の段上
		3月10日(金)	高尾南町 富士見タウン 河口湖通一丁目～二丁目、船津待機宿舎
		3月13日(月)	大久保、宮森、浅川、県営佐船津)、町営住宅、赤坂
全地区	中央公民館	3月14日(火)	指定日に申告できない方
		3月15日(水)	
全地区	中央公民館	3月15日(水)	大月税務署による出張相談日(個人事業者の消費税申告等)

今年も、申告期間中、平日申告に来られない人の利便のために、日曜日の2月26日及び3月5日の両日、町内全地区の方を対象に受付を行いますので、是非ともご利用ください。

なお、日曜日に受けました所得税確定申告書の税務署の收受は、翌日以降となります。

今年から個人事業者の方の消費税申告相談を受けますので、『2/17(金)・3/3(金)』に実施する税理士による無料相談』及び『3/2(木)・3/6(月)・3/15(水)』に実施する大月税務署の出張相談』をご利用ください。

今回の申告から適用される税法の主な改正点

高齢者控除の廃止

年齢65歳以上で合計所得金額1000万円以下の方に適用されている高齢者控除(所得税50万円・住民税48万円)が廃止されます。

公的年金所得計算の変更

年齢65歳以上の方の公的年金収入を雑所得に算出する際の計算式が改正されます。年齢65歳未満の方については現行どおりです。

高齢者非課税措置の廃止

年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた、非課税措置が段階的に廃止されます。ただし、平成17年1月1日に65歳に達していた人(昭和15年1月2日以前生まれ)で前年の合計所得金額が125万円以下の場合には、次のとおり経過措置があります。

- ・平成18年度 町県民税額の3分の2を減額(3分の1を課税)
- ・平成19年度 町県民税額の3分の1を減額(3分の2を課税)
- ・平成20年度 減額なし町県民税全額課税

定率減税を縮減

平成11年度以降実施されている定率控除が2分の1に縮減されます。

平成18年度から町県民税の所得割の7.5%相当額(限度額2万円)となります。

大月税務署からのお知らせ

TEL 0554- 22- 3153

確定申告の受付開始

確定申告は自分で書いて早めに提出しましょう。期限間際になりますと、税務署の窓口が大変混雑しますので、ゆとりをもって早めに申告しましょう。

所得税の申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。

なお、還付申告は1月4日(水)から受付けております。

贈与税の申告と納税は、2月1日(水)から3月15日(水)です。

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は1月4日(水)から3月31日(金)までです。



(なお、大月税務署では土曜・日曜・祝日の相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は郵送やe-Tax(国税電子申告・納税システム)等又は税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます。)

所得税・事業税・住民税の共同説明会

(所得税・事業税・住民税の書き方などについての説明会です。)

日時 1月31日(火)午前9時30分～12時

場所 富士河口湖町中央公民館

消費税・年金受給者の確定申告書作成についての説明会

(消費税課税事業者及び年金所得がある方の確定申告書作成のアドバイスを行います。)

日時 1月31日(火)午後1時～4時

2月10日(金)午前10時～12時

午後1時～4時

場所 富士河口湖町中央公民館

税理士が行う無料申告相談

税理士会では、小規模事業者のための無料申告相談を行います。(事業所得、不動産所得及び雑所得の合計が300万円以下の方、又は、消費税の課税事業者で基準期間の課税売上高が、3,000万円以下の方が対象となりますが、年金受給者の方及び給与所得者の方も対象になります。)

おいでいただく際には、計算器具・筆記用具等をご持参ください。

日時 2月17日(金) 午前10時～12時

午後1時～3時

3月 3日(金) 午前10時～12時

午後1時～3時

場所 富士河口湖町中央公民館

大月税務署による出張申告相談

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談を行います。

日時 3月 2日(木) 午前9時30分～12時

午後1時～4時

3月 6日(月) 午前9時30分～12時

午後1時～4時

3月 15日(水) 午前9時30分～12時

午後1時～4時

場所 富士河口湖町中央公民館

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。

日本国内に住所を有する20歳から60才までの人が加入することになっています。

自営業者、学生などは「第一号被保険者」に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に「第二号被保険者」に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は「第三号被保険者」になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる年金制度です。

また、国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで障害が残ったときや、十八歳未満の子供を残して父親が亡くなったときなどにも年金を支給して、思いがけない人生の「万一」もサポートします。

加入手続きは、第一号被保険者は、当町役場で、第三号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。

第二号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行うので、個別の手続きは必要ありません。

第一号被保険者となる方は、二十歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

なお、学生である場合など、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。(「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除(半額・全額)制度」)。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、万一の時に障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

手続きの問い合わせについては、町役場総合窓口課・国民年金係まで

電話 72-1114(総合窓口課直通)

< まちづくり交付金事業の進捗状況について >

現在、町では、中心市街地の活性化及び地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした人口定着、観光交流等を推進していくため、「河口湖南部地区」、「河口湖船津地区」、「西湖地区」の3地区について、まちづくり交付金を活用した事業を実施しています。

今回は、平成17年12月末現在における各地区のまちづくり交付金事業の進捗状況について報告します。

河口湖南部地区

勝山富士見線整備事業及び公営住宅周辺路線整備事業の測量設計業務が発注されています。現在大嵐地区内で建設中の公営住宅周辺における、地区内外への交通の利便性を向上させるための道路網の整備を行うもので、このうち公営住宅に面した路線については、来年度に工事を行う予定となっています。

また、公営住宅は予定通り工事が進んでおり、現在、建物一階部分の施工を行っています。

公営住宅入居については、広報富士河口湖3月号に入居募集の案内・基準などを掲載し、4月に入ってから募集を開始する予定です。

西湖地区

西湖いやしの里根場創出事業として、茅葺建物（チャレンジショップ）建築工事、水路排水路整備工事、また、西湖地区における防災行政無線固定系更新工事といやしの里枝線污水管渠布設工事（下水道）が発注されています。

茅葺建物は平成17年12月末時点で6棟が姿を現しており、いよいよ茅葺集落らしくなってきました。茅葺きの現場はいつでも見学ができますので、是非ご覧下さい。

河口湖船津地区

河口湖駅前線整備事業、湖畔周遊道路（大池公園前道路）整備事業、旧鎌倉街道整備事業、街なか石畳道（宮森線、弁財天線）整備事業、小曲展望広場整備事業、天上山公園整備事業、ポケットパーク（七軒町）整備事業の測量設計業務が発注されています。

河口湖駅前線は、駅前の交通環境の改善を図るために道路改良等を行い、来街者及び住民の利便性及び安全性・快適性の向上を図るもので、小曲展望広場・天上山公園については、湖畔景勝地である小曲トンネル上のホテル跡地と、富士山と河口湖が望める絶好のロケーションである天上山公園を、観光及び地域交流の新しい拠点として整備を行うものです。

また、湖畔周遊道路（大池公園前道路）、旧鎌倉街道、街なか石畳道（宮森線、弁財天線）については、道路や歩道等の修景整備を行うことにより、多くの人々が訪れたいくなる魅力的な景観・環境を形成するものです。湖畔周遊道路については、今年度の一部工事を行う予定となっています。



まちづくり交付金事業については、町のホームページにも掲載されていますので、ご覧下さい。

まちづくり交付金事業についてのご意見・ご要望は企画課地域再生拠点整備係（Tel72-6023）へ。